

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、がん・感染症医療センター（仮称）整備運営事業を特定事業として選定したので、同法第 8 条第 1 項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的な評価の結果を公表する。

平成 18 年 3 月 30 日

東京都知事 石原 慎太郎

## 特定事業（がん・感染症医療センター（仮称）整備運営事業）の選定について

### 1 事業概要

平成 13 年 12 月策定の「都立病院改革マスタープラン」及び同マスタープランをより具体化した実施計画として平成 15 年 1 月に策定した「都立病院改革実行プログラム」に基づき、駒込病院を「がん・感染症医療センター（仮称）」として再編整備し運営する。

#### (1) 事業名

がん・感染症医療センター（仮称）整備運営事業

#### (2) 対象となる公共施設の種類、名称及び規模

病院施設及びその附帯施設（以下「病院施設等」という。）

がん・感染症医療センター（仮称）801床

#### (3) 事業実施場所

所在地：東京都文京区本駒込三丁目18番22号

敷地面積：34,725㎡

#### (4) 事業内容

##### ア 統括マネジメント業務

(ア) イに掲げる個別業務を統括するマネジメント業務

(イ) 経営支援業務

##### イ 個別業務

(ア) 病院施設等施設整備業務

a 事前調査業務

b 設計業務及びその関連業務（許認可手続等）

c 工事業務（医療機器、備品等の設置業務を含む。）

d 工事監理業務

e 周辺影響評価・対策業務

f 各種申請業務

g 補助金・許認可等申請補助業務

h 移転業務

- (イ) 病院施設等維持管理業務
  - a 病院施設等保守管理業務
  - b 清掃業務
  - c 保安警備業務
  - d 医療機器管理・保守点検業務
  - e 備品等管理・保守点検業務

- (ウ) 病院運營業務
  - a 医事業務
  - b 検体検査業務
  - c 物品管理業務
  - d 食事の提供業務
  - e 滅菌消毒業務
  - f リネンサプライ業務
  - g 医療作業業務
  - h 一般管理支援業務
  - i 利便施設運營業務

(I) 調達業務（医薬品、診療材料、医療機器、その他備品）

(5) 事業方式

本事業は、事業者が老朽化した既存施設に改修工事を行うことで、病院機能を向上させるとともに、維持管理及び運営を行う、いわゆるRO（Rehabilitate - Operate）方式により実施する。維持管理及び運営には、工事完了後の施設の全面的な引渡しが完了し、病院の全面的な共用が開始されて以降の維持管理及び運営に加え、工事完了前の施設における維持管理及び運営も含まれる。

なお、利便施設（食堂、売店、駐車場等）の運営は事業者の独立採算とする。

(6) 事業期間

本事業は、事業契約締結の日から平成38年3月31日までを事業期間とする。

2 都が直接事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合とを比較した評価

(1) コスト算出による定量的評価

ア 前提条件

がん・感染症医療センター（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）を都が実施する場合の財政負担額と民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業（以下「PFI事業」という。）として実施する場合の財政負担額とを比較するに当たり、その前提条件を次のとおり設定した。なお、これらの前提条件は、都が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

区分	都が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	1 施設整備費（設計費等を含む。） 2 運営費・維持管理費（材料費、光熱水費を含む。） 3 医療機器等購入費 4 企業債金利	1 施設整備費（設計費等を含む。） 2 運営費・維持管理（材料費、光熱水費を含む。） 3 医療機器等購入費 4 企業債金利 5 民間資金金利

		6 アドバイザー費用 7 公租公課
施設内容	1 病院（本館、別館、3号館） 延床面積 71,493㎡ 入院規模 801床 外来規模 1,200人/日 2 看護宿舎等 延床面積 8,157㎡ 延床面積は現在施設（計画通知）	左に同じ
施設整備費	都及び他の自治体の同種の公共施設の実績並びに近年の物価水準を勘案して設定した施設整備費	先行するPFI案件の実績を勘案し、設定した施設整備費
運営費及び維持管理費	既存の駒込病院の経費を勘案して設定した運営費及び維持管理費 看護宿舎等については維持管理のみ	先行するPFI案件の実績を勘案し、民間事業者の創意工夫が期待される業務については、創意工夫によるコスト削減を想定して設定した運営費及び維持管理費
資金調達に関する事項	1 企業債 2 自己財源	1 企業債 2 自己資金 3 民間資金
割引率	3.55%	左に同じ
その他	物価変動は見込まない。	左に同じ

#### イ 算定方法

アの前提条件を基に、都の財政負担額を事業期間にわたって各年度別に算出した額を割引率により現在価値に割り戻して算定した。

#### ウ 評価結果

本事業をPFI事業として実施することにより、都が直接実施する場合と比べて、事業期間全体で都の財政負担額を4.9%程度縮減することが期待できる。

なお、この評価には、次の(2)に示す定性的評価及び(3)に示すリスク調整額を加味していない。

#### (2) PFI事業として実施することの定性的評価

PFI事業として実施することにより、以下の定性的評価が期待できる。

##### ア 都と民間の明確な役割分担による医療サービス水準の向上

これまで都が個別の委託業者と行っていた医療周辺業務の指導・調整等について、PFI手法の導入により、新たに民間事業者が総合的に管理することとなる。この結果、都は病院運営の視点から診療業務に集中することができ、民間事業者は委託された医療周辺業務について創意工夫を図り効率的に対応することになり、新たな役割分担に基づいた全体としての医療サービス水準の向上が期待できる。

##### イ 長期包括契約による医療周辺業務の効率化とサービス水準の向上

これまで単年度契約により個別発注していた様々な医療周辺業務は、PFI事業として長期かつ包括化することとなる。この結果、各種業務に対する専門性が発揮されるだけでなく、各業務間の隙間がなくなることで全体としてのサービス水準の向上が図られる。また、複数業務間の再構築が図られることにより、業務の効率化及びサービス水準の一層の向上が期待できる。

ウ 設計、施工及び運営を一体的に発注することによる施設整備及び運営の効率化

設計、施工及び運営をPFI事業として一体化することにより、患者の動線や維持管理に十分配慮した施設整備が行われ、民間のノウハウや創意工夫を活用した利便性の高い建物の完成が期待できる。また、工事完了前の施設における維持管理や運営も一体的に民間事業者に委ねるため、工事の進捗にあわせた弾力的な業務体制の構築等が可能となる。

エ 都と民間の協働による事業運営の効率化及びサービス水準の向上

(ア) 医療環境の変化への迅速な対応

都と民間事業者が協働関係を築くことにより、民間事業者は病院とともに運営方針の実現のために創意工夫を図ることとなる。その結果、医療ニーズの変化や病院を取り巻く様々な環境変化に対して、迅速・的確な対応が期待できる。

(イ) 事業者による病院経営支援

都は、民間事業者の経営のノウハウや業務手順に関する助言など、病院経営に関して民間の手法を活用することができ、病院経営の効率化やサービス水準の向上が期待できる。

(3) 選定事業者に移転されるリスク評価

リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方から、民間事業者にリスクの一部を移転することにより、将来発生する可能性のある都の財政負担額を縮減することが期待できる。

(4) VFM(Value For Money)の検討による総合的評価

定量的評価、定性的評価及びリスク評価による総合的評価として、本事業をPFI事業として実施することにより事業全体を通じて民間事業者の効率的、効果的なノウハウの活用が可能となり、財政負担額の縮減、サービス水準の向上が期待できる。

したがって、本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第6条に規定する特定事業として選定することが適当である。